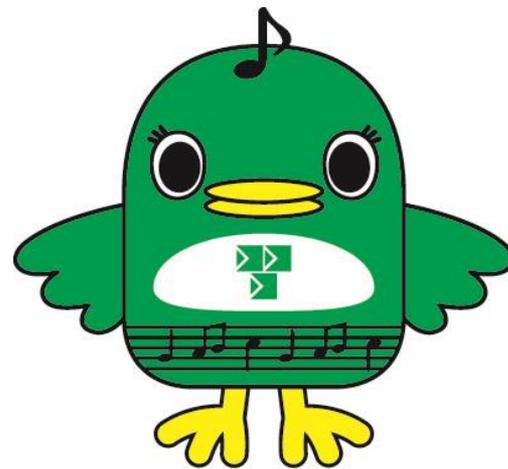


審議（１）

# 未就学児に係る 均等割の軽減について



令和４年１月２７日  
協働経済部 国保年金課

# 習志野市の令和4年度の保険料率

	医療分	支援金分	介護分
所得割	前年の所得 ×7.0%	前年の所得 ×2.3%	前年の所得 ×2.4%
均等割	21,700円	12,500円	15,500円
平等割	12,500円	—	—

⇒ 子育て世帯の負担軽減を図るため、  
未就学児に係る均等割を軽減する。

国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する方針が示され、令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。



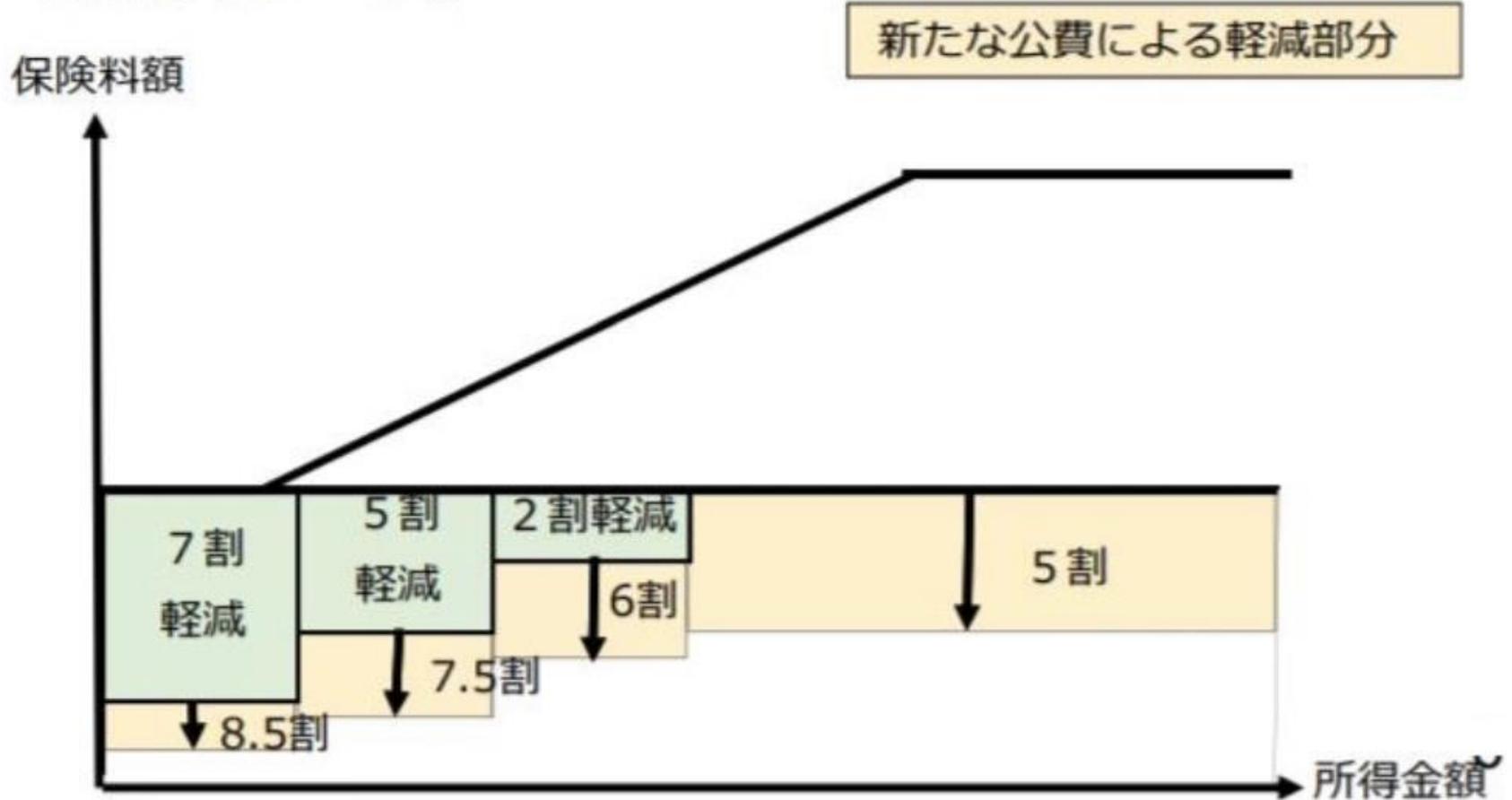
各市町村は、条例で、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の子どもに対して均等割の軽減を行う。

（未就学児の均等割の金額を1/2に軽減する。）



なお、この保険料の軽減分は、国が1/2を、県が1/4を、市町村が1/4を負担することとされた。

## 【軽減イメージ】



# 未就学児均等割 軽減後の金額

## • 8.5割軽減となる場合

(従来の7割軽減)

医療分	21,700円	6,510円	→ <u>3,255円</u>
支援金分	12,500円	3,750円	→ <u>1,875円</u>

## • 7.5割軽減となる場合

(従来の5割軽減)

医療分	21,700円	10,850円	→ <u>5,425円</u>
支援金分	12,500円	6,250円	→ <u>3,125円</u>

## • 6割軽減となる場合

(従来の2割軽減)

医療分	21,700円	17,360円	→ <u>8,680円</u>
支援金分	12,500円	10,000円	→ <u>5,000円</u>

## • 5割軽減となる場合

(従来の軽減なし)

医療分	21,700円	—	→ <u>10,850円</u>
支援金分	12,500円	—	→ <u>6,250円</u>

令和4年度見込

- ・未就学児の被保険者数・・・492人
- ・未就学児の軽減額合計・・・659万9千円

## 国民健康保険条例の改正

国民健康保険法及び

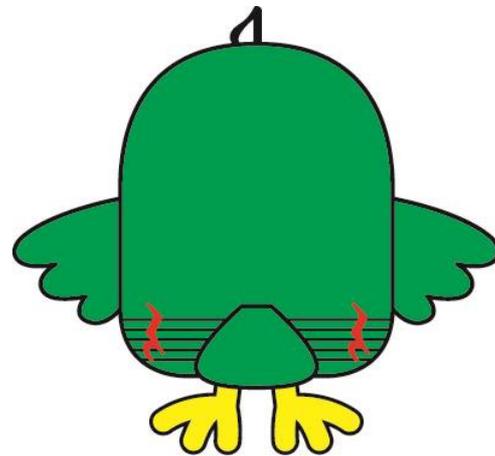
国民健康保険法施行令の改正に伴う改正。

令和4年4月1日から施行し、

令和4年度以降の保険料について適用する。

審議（１）

# 未就学児に係る 均等割の軽減について



終